

福井県自転車活用推進計画（案）の概要

～自転車で県民イキイキ、来県者ワクワクの福井県～

資料No.9-1

令和2年2月10日
交通まちづくり課

1. 位置付け

自転車活用推進法第10条に基づき、本県の自転車活用の推進に関する基本計画として福井県自転車活用推進計画を策定。 計画期間：令和2～6年度（5年間）

2. 現状・課題

- (1) 利用状況…自家用車の利用割合が高く、全国に比べて自転車の利用頻度が低いため、自家用車から自転車への利用の転換が必要。
- (2) 利用環境…自転車利用を増やすため、自転車通行空間の整備や公共交通機関との接続性の向上が必要。
- (3) サイクルツーリズム…サイクリング環境の向上のため、休憩拠点やルート案内の充実等が必要。
- (4) 安全・安心…自転車事故件数は減少傾向。継続して交通ルールの周知等を実施することが必要。

3. 計画期間中に実施する主な施策

目標1. 自転車利用者に優しい環境づくり

○自転車通行空間の計画的な整備と保全

- ・市町自転車活用推進計画の策定を推進
- ・自転車利用の多い路線を中心に、路面表示等の設置や補修による安全性の確保

○公共交通機関、商業施設等との接続強化

- ・駅等でのシェアサイクル整備を支援、公共交通機関と組み合わせた利用のPR
- ・IoTの活用による、手軽に貸出・返却可能なシェアサイクルの利便性向上
- ・自転車利用者に無料サービスを提供する「自転車の駅」の充実・拡大

◆指標：利用環境に対する満足度の向上（36% → 40%）

レンタル・シェアサイクル拠点の増加（69か所 → 100か所）

目標2. 自転車と暮らすライフスタイルの推進

○日常的な利用に向けた広報啓発

- ・日常的な自転車利用による健康増進の広報啓発
- ・スマートムーブ（環境に優しく賢い移動手段）として利用を広報啓発

○自転車通勤の促進

- ・企業に対する自転車通勤のメリット等の広報啓発
- ・公共施設を利用したパークアンドサイクルライドの推進
- ・「カー・セーブ運動」によるマイカー通勤から自転車通勤への転換

○サイクリングやサイクルスポーツの振興

- ・気軽に参加できるサイクリングイベントの開催等、レクリエーションとして利用を推進

○自転車に親しむ機会づくり

- ・地域でのイベント開催などを行うサイクリングリーダーの養成

◆指標：週に1日以上自転車を利用する人の割合（39% → 45%）

目標3. サイクルツーリズムの推進による観光振興

○受入環境のさらなる整備充実

- ・サイクリングモデルルートを嶺北・嶺南各1ルート設定し、計画期間中に重点的に走行環境を整備
 - ①三方五湖周遊ルート
三方五湖の湖畔の景色が楽しめるルート
 - ②福井・坂井・永平寺観光地アクセスルート
福井市中心部から一乗谷朝倉氏遺跡、東尋坊、大本山永平寺をむすぶルート
- ・北陸地域の海岸線、三方五湖と琵琶湖など近隣県のサイクリングルートと連携
- ・観光地や景色の良い場所を走行するサイクリングルートの設定、マップ作成やHP等による情報発信
- ・サイクリストが安心して宿泊可能な環境を整えるなど国内外から訪れるサイクリストの受入環境整備
- ・サイクルトレインの利用拡大と新規運行

○サイクリングイベントのPR強化

- ・観光協会等と一体となったプロモーションやHP等による情報発信の強化

◆指標：レンタル・シェアサイクルの年間利用者（12千人→15千人）

目標4. 自転車事故の無い安全で安心な社会の実現

○自転車利用者に対する交通安全意識の向上

- ・交通安全県民運動期間等に「自転車安全利用五則」など自転車の通行ルール等の周知
- ・小中学生、高校生に対する交通安全教室開催等の推進
- ・自転車利用者や自転車貸付業者等に対し、自転車保険への加入を促進するための広報啓発

○自動車運転者に対する交通安全意識の向上

- ・自動車と自転車とともに安全に車道を通行できるよう配慮を求めるなど、自動車運転者に対する広報啓発

◆指標：自転車事故発生件数の抑制（127件/年 → 127件以下/年）

交通安全について指導している小中学校、高校の割合（97% → 100%）